

平成27年8月20日

全学生 各位

学生部長
教務部長

自然災害・公共交通機関の事故等に伴う授業 の取扱いについて(変更)

今般、学生便覧及び学習要覧に記載されている標記の取扱いを下記のとおり変更します。今後この変更した取扱いで対応するので留意すること。

記

【自然災害・公共交通機関の事故等に伴う通学及び授業の取扱いについて】

台風・大雨・大雪・地震等の自然災害、ストライキ、テロ行動等により大学校（最寄駅：西武小川駅またはJR新小平駅）までの公共交通機関（西武国分寺線、西武拝島線、JR武蔵野線、JR中央線（東京～高尾間）など）のダイヤに乱れが生じた場合の学生及び履修生の通学及び授業については、以下①から⑤により取扱います。

なお、気象情報等に関わらず各自の居住地及び通学経路において、道路冠水、浸水、洪水または土砂崩れ、あるいは積雪、凍結など、身体に危険を及ぼす恐れがあると判断される場合、身体の安全を最優先に対応してください。

- ① 午前7時の時点において、大学校までの公共交通機関が運休している場合は、午前（2時限目まで）の授業は休講とします。ただし、振替輸送により大学校までの公共交通機関が確保される場合は、休講にはなりません。
- ② 午前11時の時点において、上記①の（運休）状況が継続している場合は、その日の授業はすべて休講とします。ただし、午前11時までに振替輸送も含め職業大までの公共交通機関が復旧した場合は、午後（3時限目）から授業を開講します。
- ③ 授業開始後に天候の悪化等により公共交通機関の乱れが予想される場合には、校長の指示により授業を打ち切ることがあります。
- ④ 災害時は、電話連絡の混雑が想定されるため、大学校への問い合わせは極力控えてください。（学生課：042-346-7127）
- ⑤ 公共交通機関のダイヤに乱れが生じたために授業に遅刻した場合、若しくは登校が不可能となった場合は、公共交通機関の遅延証明を授業担当教員へ提出してください。

以上